

❌ 違反是正

はじめに

吹田市は大阪府の北部に位置し、約36kmの地域に5つの鉄道会社の路線と14の駅があり、また、関西圏を走る高速道路の要衝である吹田ジャンクションを擁する交通網の拠点である。市内には大阪大学や国立民族学博物館、理化学研究所生命システム研究センターなど、5つの大学や多くの教育・研究機関がある。また、国立循環器病研究センターや大阪大学医学部附属病院などの高度医療機関が立地している。

1970年には「人類の進歩と調和」をテーマに、77カ国が参加し6,400万人を超える入場者を記録

した万国博覧会が日本で初めて開催された。同博覧会のシンボル「太陽の塔」は現在、吹田市のランドマークである。

昨秋には4万人を収容する市立吹田サッカースタジアムが竣工し、サッカーJリーグ・ガンバ大阪のホームタウンとして、多くのサッカーファンが訪れる都市である。

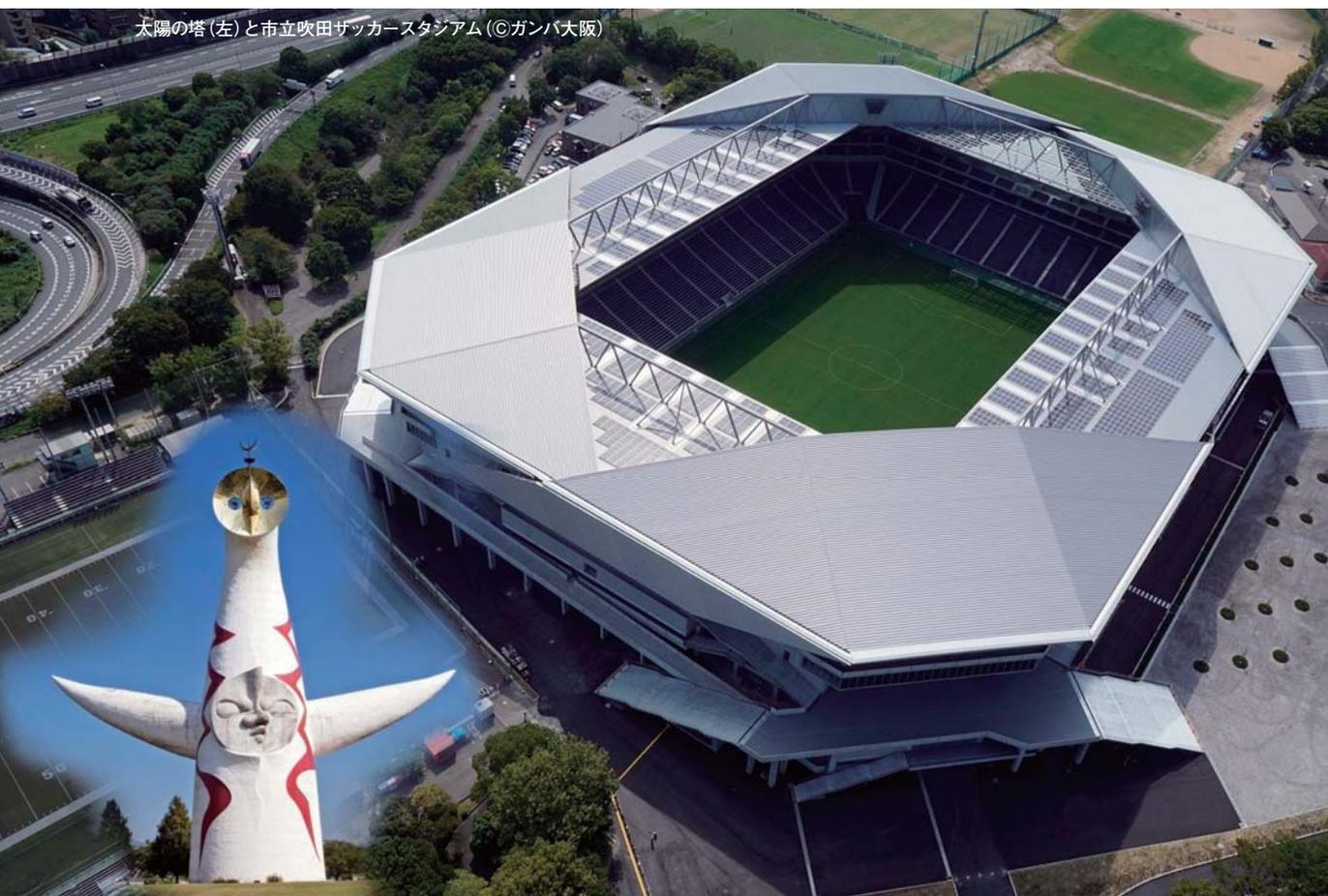
防火対象物の概要

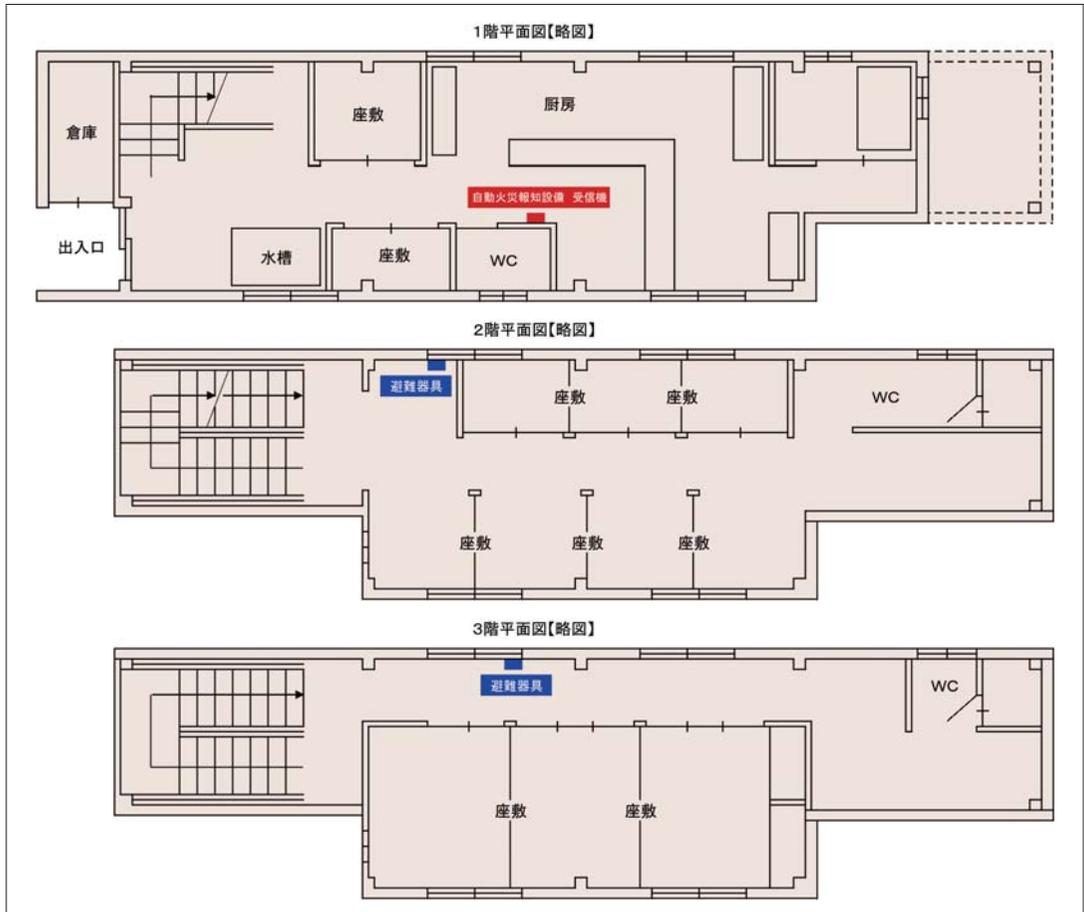
今回紹介するのは9年間未査察対象物の飲食店ビルで、防火対象物管理システムのデータでは防火管理者選任及び消防計画は届出済、消防

長期未査察対象物の違反処理 違反処理を実施するきっかけとなった飲食店ビル

吹田市消防本部南消防署予防査察係 梅山芳和・小林弘典

太陽の塔(左)と市立吹田サッカースタジアム(©ガンバ大阪)





飲食店ビルの平面図

用設備等と防火対象物の定期点検報告については未報告であった。

昭和60年に鉄骨造3階建て事務所として使用開始、その翌年には飲食店ビルに用途変更している。

平成14年の消防法改正により、特定一階段等防火対象物の規制対象となり、非常警報設備の代替として設置されていた自動火災報知設備と避難器具がその規制を受ける設備となる。

- 鉄骨造3階建て
- 建築面積：68㎡
- 延べ面積：184㎡
- 用途：(3)項口 飲食店
- 収容人員：33人
- 必要な消防用設備等：消火器、自動火災報知設備、避難器具、誘導灯



2階客席の状況

違反是正

重大な消防法令違反対象物の公表制度

違反対象物の公表制度とは **制度の開始時期は平成28年4月1日です。**

建物の利用者自らがその危険性に関する情報を入力し、建物を利用する際の選択・判断ができるよう、消防機関が立入検査で重大な消防法令違反を確認した場合、その建物の名称や所在地、違反内容をホームページで公表する制度です。

このビル安全かしら？

吹田市消防本部のホームページを見てみよう！

重大な消防法令違反対象物
〇〇ビル
吹田市江坂町〇丁目〇番〇号
自動火災報知設備未設置
スプリンクラー設備未設置
(消防法第17条)

ホームページに消防法違反の内容が載っていわい！！このビルを使うのは、不安だわ・・・

お問い合わせ
消防本部総務課 TEL: 06-6193-1116 消防助産 TEL: 06-6317-0119
北消防 TEL: 06-6872-0760 西消防 TEL: 06-6384-0151
東消防 TEL: 06-6878-9119

吹田市消防本部

公表制度の周知用ポスター

- ・ 消防訓練未実施
- ・ 防火区画未形成

立入検査

平成26年9月10日、占有者立会いで立入検査を実施した。消火器及び避難器具が未設置で、自動火災報知設備は通電しておらず誘導灯も機能していなかった。また、堅穴区画を形成する階段の防火戸も取り外されていた。

占有者に防火管理者及び消防計画について尋ねると、防火管理についての意識は全くなく、届出されていた防火管理者は実在せず、消防計画も以前の店のものであった。

立入検査の結果は、消防用設備等の設置維持及び点検関係については建物所有者に、防火管理業務については占有者に説明し、立入検査結果通知書を郵送した。

過去の査察は、立入検査結果通知書を交付することで終了していた。

違反処理への移行

改善報告の期限が過ぎるが建物所有者からの回答はなく、違反の事実や改善の意思についての確認のため連絡しても「見たことも聞いたこともない」「そんなもん知らん」ばかりで、面会を求めるが不在、拒否の繰り返しであった。

占有者に対しては、防火管理者講習を受講するまでの間、何度もこのビルに出向き防火管理業務についての指導を実施した。予約状況等を含め、連日たくさんの人がこの店を利用しているのが確認できた。

係内で検討したところ、このビルは火災発生時に人命危険の非常に高い対象物と判断した。消火器、避難器具がなく自動火災報知設備は作動しないこのビルを、安全と信じて利用する人々を火災から守らなければならない。また、過去十数年にわたる行政指導においても、全く改善する意思が認められないことから、命令を見据えて早急に違反処理を行う必要があると係内全員の見解が一致した。

名宛人を特定するため建物登記事項証明書を

過去の立入検査による指導状況

- 昭和61年、昭和63年、平成2年、平成5年、平成7年
 - ・ 避難器具の未設置
 - ・ 消防用設備等点検未報告
 - ・ 防火管理者未選任
 - ・ 消防計画未届
- 平成17年
 - ・ 避難器具の未設置
 - ・ 消防用設備等点検及び防火対象物定期点検未報告
 - ・ 上記指導内容に加え特定一階段等防火対象物の規制について指導
- 平成26年
 - ・ 消火器及び避難器具の未設置
 - ・ 自動火災報知設備及び誘導灯の改修
 - ・ 防火管理者未選任
 - ・ 消防計画未届
 - ・ 消防用設備等点検及び防火対象物定期点検未報告

取り、平成26年12月17日、占有者立会いで違反調査を実施した。

名宛人の特定

建物所有者は、このビル以外にも複数の共同住宅を所有している。管理状況について尋ねても本人は「知らん、借りている奴がやればええねん」の繰り返しであった。

また、占有者は不動産賃貸借にかかる契約書などはないものの、設備の設置や修理に関しては当然に建物所有者が行うものと思っていた。

建物所有者が経営するA事務所で、従業員に不動産に関する管理等について聞き取りを行うと、建物所有者がすべて管理しているとの情報を得た。

係内で名宛人について協議したところ、違反に対する是正の実効性を考えると建物所有者を受命者とする事とした。

警告事項と履行期限

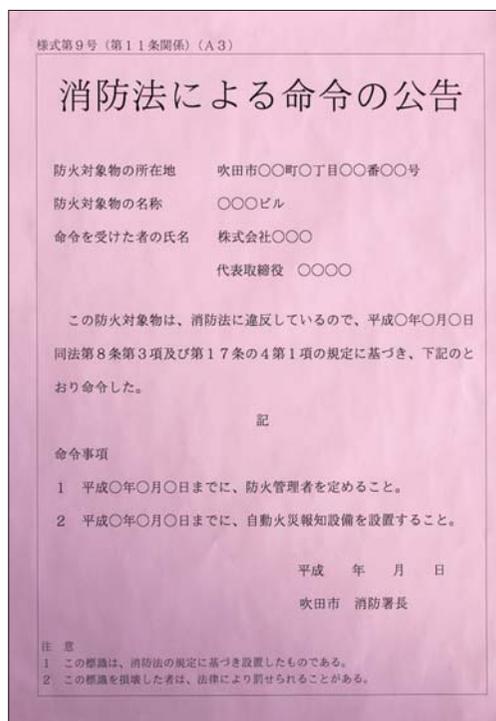
- 消火器の未設置
- 避難器具の未設置
- 自動火災報知設備の改修
- 誘導灯の改修
- 消防用設備等点検
- 防火対象物定期点検

なお、防火区画未形成等の建築基準法違反については建築部局に通報し、合同で是正指導を実施することとした。

また、履行期限の設定については、自動火災報知設備は開閉器がなく未通電で未警戒も数カ所あり機能していないので、未設置と同等として3カ月とするか、修理改修期間として1~2カ月とするべきか係内で意見が分かれたが、維持管理違反とし、消火器及び避難器具の設置と合せて履行期限を2カ月とした。また、各点検報告については1カ月とした。

警告書の交付

建物所有者に警告書を交付するために連絡をとるが、約束した場所に現れず、A事務所に行



命令による公告の標識(例)

くと外出し面会を拒むという状況であった。

従業員の協力を得て、建物所有者の携帯電話の番号を聞くことができたので、消防から電話をかけると切断される、ということの繰り返しながらも部分的に違反事項についての聞き取りができたので、その内容を質問記録として作成した。

○平成26年12月25日

A事務所で待ち伏せるようなかたちで警告書の交付と質問記録書の同意を求めた。このとき初めて建物所有者と会うこととなり、違反事項を含め消防の思いを伝え警告書を手交した。

さらに、警告書の履行期限を過ぎた場合には、標識を設置し公示する旨を伝えたと、納得がいかない様子で、その行為に対しては反発的な言動をした。

当然のことながら警告書を交付したことで、安全な建物になったわけではなく、是正させて初めて違反処理を実施したことになる。

係内では、履行期限中に是正させるためには、

❌ 違反是正

重大違反対象物の状況	屋内消火栓	スプリンクラー	自火報	計
違反是正強化体制 前（平成26年4月1日時点）	2	1	20	23
↓				
違反是正強化体制 後（平成28年2月29日現在）	0	1	4	5

重大違反対象物の状況

建物所有者にどのようにアプローチするべきかを話し合い、建物所有者が標識の設置を嫌がっていたことを逆手に取り、繰り返し伝えると効果があるのではと考えた。

その後、是正の催促をするために電話をかけた時に、履行期限が過ぎた場合には必ず命令書の交付、インターネットでの公表及び実名入りの標識を設置することを繰り返し伝えた。

○平成27年2月9日

自動火災報知設備の着工届、防火対象物定期点検報告、消防用設備等点検報告を受理

○平成27年2月19日

避難器具及び誘導灯の設計届を受理

○平成27年3月13日

消火器、自動火災報知設備、避難器具、誘導灯の設置検査

その後、占有者が吹田市開催の防火管理者講習を受講し、選任届及び消防計画の変更届を受理した。

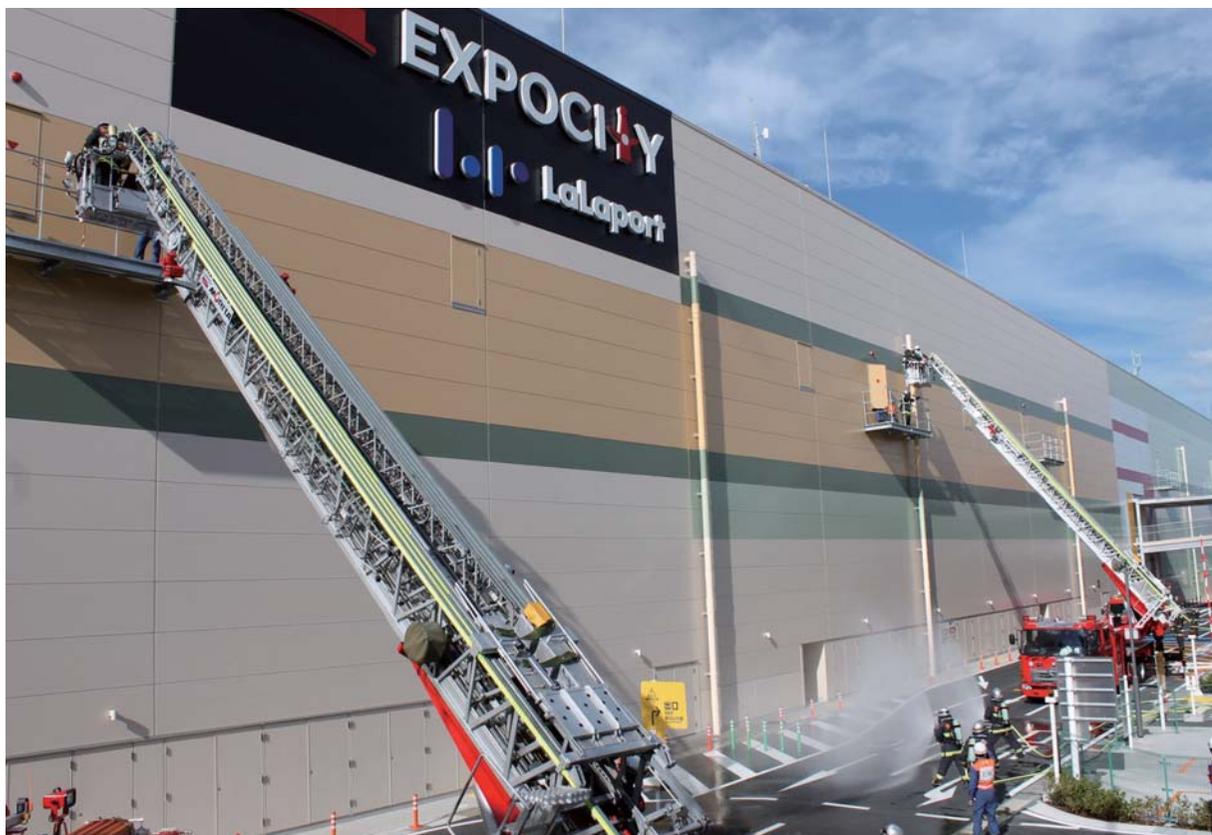
査察の変革

当消防本部の防火対象物の立入検査やそれに伴う違反処理は、主として消防署が執行することとなっており、平成25年度の立入検査の実施率は20.0%（警防担当4.1%含む。）で、実施率は毎年ほぼ同数の執行状況であった。

公表制度の実施に向け、平成26年度から査察を強化し、長期未査察防火対象物をなくし、以降3年サイクルで全対象物及び毎年消防長の指針による対象物の査察を行う計画を立てた。平成26年度は、立入検査の実施率が40.4%（警防担当6.7%含む。）と前年度の2倍以上を執行した。



若手職員への予防教養の様子



日本最大級の大型複合施設【EXPOCITY】消防訓練の様子

この年のこの体制強化が、吹田市消防本部の査察行政の礎となる変革であったと感じている。

重大違反是正プロジェクト

今までハードルが高かった違反処理の実施に向け、重大違反の早期削減といった目標を掲げ対策を講じた。

平成23年度から査察担当職員を順次大阪市消防局が主催する違反処理研修に派遣し、実践的な違反処理技術を習得させた。

平成26年に新たな違反処理体制として、署の管轄という垣根をなくし、研修修了者をリーダーにオール吹田で違反処理に取り組むプロジェクトを立ち上げた。

結果、今まで違反処理実績はほとんどなかったが、この飲食店ビルをきっかけに、23件あった重大違反が平成28年2月29日現在で5件を残すのみとなっている。

結語(これからの予防)

本市の査察担当職員の平均年齢は48歳である。数年前、「団塊の世代」の職員の大量退職に伴い若い職員が多く採用された。これをチャンスと捉え、予防の魅力・やりがいを早い段階で刷り込んでいく。

予防行政に携わることによって、専門的な知識や経験・資格を身に付けることが若い職員のこれからの消防人生で大きな自信になる。

予防業務は、違反処理を含めた査察及び設備指導や危険物規制等、十分に達成感が味わえる職種であると思っている。

「予防」とは、読んで字の如く「^{あらかじめ}防ぐ」という意味であるのだから、災害や事故が起こる前に最も合理的、効率的に安全・安心を構築しておき、予防で人の命を救うという精神を若い職員に伝え、次の世代を担うスタッフを育成していくことが今後の課題である。